

佐賀県規則第33号

佐賀県上場営農センター管理規則の一部を改正する規則

佐賀県上場営農センター管理規則（平成2年佐賀県規則第29号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(職制)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3 研究部に教務主任を置く。</u></p> <p><u>4 前3項に定める者のほか、センターに部長を置くことができる。</u></p> <p>(職務)</p> <p>第5条 略</p> <p>2～4 略</p> <p><u>5 教務主任は、上司の命を受けて、教務及び研修事務をつかさどる。</u></p> <p><u>6 前条第4項の規定により置かれた部長及び同条第2項の規定により置かれた係長のうち所長が指名する者は、上司の命を受けて、センターの企画調整及び経営に関する事務の一部を処理する。</u></p>	<p>(職制)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3 前2項に定める者のほか、センターに部長を置くことができる。</u></p> <p>(職務)</p> <p>第5条 略</p> <p>2～4 略</p> <p><u>5 前条第3項の規定により置かれた部長及び同条第2項の規定により置かれた係長のうち所長が指名する者は、上司の命を受けて、センターの企画調整及び経営に関する事務の一部を処理する。</u></p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。